

議案第 15 号

日出町県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正について

日出町県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 2 月 15 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

日出町県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和56年日出町条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表ため池整備事業の部工事費の100分の1の項中「100分の1」を「100分の0」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定による分担金の賦課基準は、この条例の施行の日以後に賦課する分担金について適用する。

理 由

国の防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る賦課基準割合の見直しに伴い、  
条例を整備したいので提出する。